

◎新潟県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 山北関川線
- 2 供用開始の区間
村上市岩石字マカキ374番2から同市岩石字大鳥平428番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月24日